

### 第3節 契約上の地位の移転

#### Ⅲ.-5:301条 適用範囲

この説の規定は、合意による移転にのみ適用する。

#### コメント

本節の規定は、合意による移転にのみ適用し、公共団体の引受けの譲渡または変更のような特別規定による法定移転には適用しない。